

評価結果の概要

「電気通信事業分野における競争状況の評価2009」

評価結果の概要と今後の展望

1. 目的と意義

総務省では、通信市場の競争状況を評価・分析し、政策展開に反映するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下「競争評価」という。）を03年度から開始した。競争評価は、評価の中期的な指針である「基本方針」及び年度毎の方針である「実施細目」を踏まえて需要側及び供給側から情報を収集し、当該情報を基に評価対象となる市場の範囲を決定する「市場画定」を実施した上で、市場の競争状況を分析し、市場支配力を有する事業者の有無等、市場に関する評価結果をまとめるものである。

また、06年度からは、「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の4領域を「定点的評価」と位置づけて毎年定点観測するとともに、新たに「戦略的評価」を創設し、政策的ニーズや関心の高いテーマに焦点を当てた分析に取り組むこととしたところである。

09年度評価である「電気通信事業分野における競争状況の評価2009」（以下「競争評価2009」という。）では、競争評価の開始以降6年が経過し、主だったテーマについては一巡したこと、また、収集データの蓄積も相当程度あること等を踏まえこれまでの競争評価の取組を総括するとともに次年度以降の戦略的評価にも反映させていく観点から、戦略的評価に関して、「モバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析」及び「電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」を取り上げるものである。

2. 本報告書のポイント

本報告書の第I章～第IV章では、定点的評価の対象である固定電話領域、移動体通信領域、インターネット接続領域、法人向けネットワークサービス領域について、定点観測的な分析を実施し、各市場の競争状況に関して市場支配力の評価を行っている。また、第V～VI章では戦略的評価を取りまとめている。

以下では、競争評価2009における定点的評価及び戦略的評価の結果の概

要について記述する。

3. 1. 定点的評価のポイント

(1)市場集中度とシェア

図表 1 は、定点的評価の対象である 4 領域の主な市場について、市場集中度を示すハーフィンダール指数（HHI）¹とNTTグループのシェアを整理したものである。なお、全国レベルのHHIについては、NTT東西を1社とみなす等、必要に応じて複数の事業者のシェアを合算して算出している。

【図表 1 定点的評価 4 領域の主な市場における市場集中度とNTTグループのシェア】

領域	主な固定市場 (部分市場を含む)	09年度の評価結果		
		市場集中度(HHI)	NTTグループのシェア	
固定電話	固定電話 (NTT加入電話、直収電話、CATV電話、 OABJ-IP電話)	6951 ↓	82.9% ↓	
	中継電話	市内	2433 ↓	市内 75.3% →
		県内市外	2301 ↓	県内市外 73.5% →
		県外	3574 ↓	県外 72.5% →
		国際	2870 ↓	国際 66.4% ↑
	050-IP電話	3168 →	35.1% ↑	
移動体通信	携帯電話・PHS	3461 →	48.2% →	
インターネット 接続	ブロードバンド	3048 ↑	52.7% ↑	
	ADSL	3263 ↑	34.8% →	
	FTTH	5836 ↑	74.4% →	
	ケーブルインターネット	1483 ↑	—	
	ISP	1557 →	31.9% →	
法人向けサービス	WANサービス	2173 →	67.5% ↓	
	専用サービス	8354 →	94.6% →	

(注1)「市場集中度(HHI)」の算出に当たっては、全国レベルではNTT東西を1社とみなし、その他のNTTグループの会社は別会社とみなしている(ただし、ブロードバンド・ISPにおいては、ソフトバンクグループ、J:COMグループ、JCNグループ及び電力系事業者を、CATVインターネットにおいては、J:COMグループ、JCNグループを、FTTHにおいては電力系事業者をそれぞれ1社とみなしている)。「NTTグループのシェア」のうち、050-IP電話はNTTコミュニケーションズ、ADSL・FTTHは、NTT東西のシェア。なお、固定電話、移動体通信、インターネット接続及びWANサービスは10年3月時点、専用サービスは09年3月時点のデータ。

(注2)表中の矢印(↓↑→)は、「競争評価2008」と比較し、HHIについては100以上、シェアについては1ポイント以上を基準にした増減を表している。

¹HHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数: Herfindahl-Hirschman Index)は、市場の独占度合いを測定する指標の一つ。各事業者が市場で有するシェアを自乗し、それを加算して算出する。HHIはシェアを自乗して加算するので、シェアの大きな事業者のシェア変動が大きく影響する。逆に、小さな事業者のシェア変動の影響は小さい。小規模な事業者の情報を欠いても、指標の有効性が損なわれにくい特長がある。

HHIは、0（完全競争）～10000（完全独占）の値をとり、10000に近づくほど市場集中度が高いことを示す指数である。この指数の評価については、EU（欧州連合）の競争総局では、企業合併の際にHHIが1000未満であれば競争上の問題がない可能性が高いと判断される。また、米国の司法省と連邦取引委員会は、企業合併後のHHIが①1000未満は非集中、②1000以上1800未満は中位集中、③1800以上は高度集中との基準を設定している。

一方、日本の公正取引委員会が公表している「企業結合審査における独占禁止法の運用指針」（10年1月改定）では、企業合併後のシェアが10%以下又はHHIが2500以下の場合（かつシェアが25%以下の場合）は「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」、HHIが2500以下の場合（かつ市場シェアが35%以下の場合）は「競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる」としている²。なお、HHI及びシェアが一定水準以下の場合には競争を制限するおそれが小さいということを示しているのであって、HHI及びシェアが一定水準以上であることが必ずしも競争を制限していることを意味するものではなく、規模のメリット等も含めケースバイケースで判断する必要がある。

これらを参考値とすれば、通信サービスは寡占的な市場が大半を占めると解釈することができる。特に、固定電話、050-IP電話、移動体通信、ADSL、FTTH、専用サービスでは、HHIが3000を超えており、集中度が非常に高いと言える。また、中でもFTTHは市場が拡大する傾向にあると同時に集中度が高まる傾向を見せている点が特徴的である。

NTTグループのシェアは、050-IP電話³、移動体通信、ADSL、ISPを除きいずれも5割を超えている。また、市場集中度が高い多くの市場において、NTTグループのシェアが高い傾向にある。

（2）市場支配力の存在と行使

² 水平型企业結合の場合、ここで引用している垂直型企业結合の場合とは異なる基準となっている。

³ 050-IP電話とは、地理的属性とは無関係の050番号を指定されたIP電話であり、OABJ-IP電話ほどの品質等は担保されていないが、主にインターネット接続の付加サービスとして低廉な価格で提供されている。

図表 2 は、定点的評価の対象である 4 領域の主な市場について、市場支配力の評価結果を市場支配力の存在と市場支配力の行使の 2 つの観点から整理したものである⁴。

【図表 2 市場支配力に関する評価結果の概要】

領域	主な画定市場 (部分市場を含む)	09年度の評価結果	
		市場支配力の 存在	市場支配力の 行使
固定電話	固定電話	◎ (単独)	△ (ブロードバンドへのレパレッジの懸念)
	中継電話	○ (単独・協調)	× (低)
	050-IP電話	△ (協調のみ)	× (低)
移動体通信	携帯電話・PHS	○ (単独・協調)	× (料金の透明性確保、プラットフォームの互換性を注視)
インターネット 接続	ブロードバンド	○ (単独・協調)	△ (競争ルールの遵守状況を注視)
	ADSL	○ (単独・協調)	× (低)
	FTTH	○ (単独・協調)	△ (固定電話からのレパレッジの懸念)
	ケーブルインターネット	× (単独・協調)	— (存在しない)
	ISP	× (単独・協調)	— (存在しない)
法人向けネット ワークサービ ス	WANサービス	△ (協調のみ)	× (低)
	専用サービス	◎ (単独)	× (低)

(注) ◎は「強く存在すること」、○は「存在すること」、△は「協調のみ」又は「何らかの懸念が存在すること」、×は「可能性が低いこと」を意味する。

市場支配力の存在については、各市場の市場シェア・市場集中度、事業者数、価格推移等の諸要素を総合的に勘案した結果、ケーブルインターネットとISPを除き、単独又は協調のいずれかにおいて市場支配力を有する事業者が存在

⁴競争評価では、市場構造や事業者間の競争状況に関する定量的・定性的な分析を踏まえ、市場支配力を行使し得る地位にある単独又は複数の事業者が存在しないとは言えない場合に「市場支配力が存在」と判断する。次に、その市場支配力が実際に行使される懸念があるか否かを分析し、その懸念がないとは言えない場合に「市場支配力が行使される可能性がある」と判断する。市場支配力の存在自体に規範的評価を与える独占禁止法のアプローチとは異なり、市場支配力の源泉となる市場構造、これに対する政策措置、現実の競争状況との関係に対する理解を深め、定期的な市場分析と政策立案への寄与の効果をあげることを狙いとしている。詳細は「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針」(09年12月公表) p 24 参照。

すると考えられると評価した。(050-IP電話とWANサービスの両市場は複数事業者による協調のみ)

市場支配力の行使については、規制の存在等により、各市場とも市場支配力の行使が概ね抑止されているものと評価した。

しかしながら、移動体通信市場において、消費者利益の観点を踏まえ、料金の透明性の確保、プラットフォーム機能の相互運用性等を競争上の課題として引き続き指摘した。また、若干の鈍化の傾向は見られるものの、ADSL市場の縮小とFTTHへのマイグレーションが続いており、固定電話市場における市場支配力を「梃子」としてFTTH市場等の隣接市場に影響を及ぼす可能性があることから、08年と同様、関係する市場（固定電話市場、ブロードバンド市場、FTTH市場）についてはレバレッジの懸念を指摘した。

また、10年2月、NTT西日本に対し、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いについて、業務改善命令が出される事例が発生しており、今後、競争ルールの遵守の状況について更に注視する必要がある旨、言及した。

(3)各領域の分析結果概要

I 固定電話領域の市場分析

1)固定電話市場

固定電話市場全体の契約数は10年3月末時点で5,787万となり、減少が続いているが、NTT東西加入電話の減少が続く一方で、0ABJ-IP電話は増加している。固定電話市場に占めるNTT東西のシェア（加入電話と0ABJ-IP電話の合計）については10年3月末で82.9%であり、減少傾向にあるものの、依然として高い水準を保っている。

市場支配力に関しては、不可欠設備を保有するNTT東西は、単独で市場支配力を行使し得る地位にある。しかし、第一種指定電気通信設備に係る規制や競争ルールの存在により、市場支配力を実際に行使する可能性は低い。

ただし、0ABJ-IP電話が大きく伸長しているなか、固定電話市場にお

ける市場支配力を梃子とした隣接市場（特にF T T Hを中心としたブロードバンド市場）への影響等の懸念があり、注視する必要がある。

2)中継電話市場(部分市場)

H H Iは低下傾向にあるものの、N T Tグループのシェアは、10年3月末時点で、市内通話は75.3%、県内市外通話は73.5%、県外通話は72.5%と横ばい傾向であり、国際通話は66.4%と上昇傾向にある。シェアその他の判断要素を考慮して、N T Tグループは単独又は協調により市場支配力を行使し得る地位にあるものの、現時点では実際に市場支配力が行使される可能性は低い。

3)050-IP電話市場(部分市場)

上位事業者のシェアが接近している状況にあり、参入も容易であると考えられ、単独で市場支配力を有する事業者は存在しないものの、上位3社シェアは10年3月末で84.3%となっており、集中度が高いことから、複数事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は存在する。しかし、ブロードバンドの付加サービスの的な位置づけであり、加入者間の通話無料等の割引料金が定着していること等から、市場支配力を実際に行使する可能性は低い。

II 移動体通信領域の市場分析

N T Tドコモのシェアは10年3月末で48.2%であり、依然として競争事業者とのシェア格差は大きく、寡占的な市場構造の下、市場支配力を行使し得る地位にある。また、事業者シェアに大きな変動はみられないが、上位3社のシェアは94.4%と極めて高い水準であり、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にある。

しかしながら、第二種指定電気通信設備に係る規制の存在等から、単独・協調ともに、市場支配力を実際に行使する可能性は低い。

その他、MVNOによる新市場創出、サービスの多様化、L T Eのサービス開始やスマートフォン端末の普及など、これらの新たな動きが市場に大きく影響を及ぼす可能性も考えられることから、今後の市場動向を注視していく必要がある。

Ⅲ インターネット接続領域の市場分析

1)ブロードバンド市場

ブロードバンド市場では、ブロードバンドの契約数は、10年3月末時点で3,188万契約に達しており、引き続き増加している。

ブロードバンド市場におけるNTT東西の契約数シェアは10年3月末時点で52.2%と、5割を超えさらに伸張している。また、インフラに関しても加入者回線合計に占めるNTT東西のシェア⁵は87.9%になっており、NTT東西は、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価した。

第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制等の市場支配力の行使を抑止・けん制する措置が講じられているが、10年2月、NTT西日本に対し、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いについて業務改善命令が出される事例が発生しており、今後、競争ルールの遵守状況については、更に注視が必要である。

この他、NGNやBWA等のワイヤレスブロードバンドなど新たなサービスの普及がブロードバンド市場に与える影響等について、注視していく必要性について言及した。

2)ADSL市場

ADSL市場は、契約数が最大であった06年3月期と比較すると3割以上縮小している。10年3月末時点で、シェア1位のソフトバンクは38.7%、シェア2位のNTT東西が34.8%となり、09年3月末と比べ格差は拡大している。

競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きいため、一定の競争ルールの存在がなければ、契約数

⁵この加入者回線にはブロードバンド向けのみならず、PSTN（Public Switched Telephone Networks：公衆交換電話網）や法人向けネットワーク等に利用されているものも含まれている。なお、09年3月末は、90.0%（光ファイバ、メタル回線の合計）。

シェア1位のソフトバンクであっても継続的なサービスの提供が困難となる可能性がある。

他方、NTT東西は、加入者回線シェア⁶（メタル回線のみ）について、10年3月末時点で99.9%のシェアを占めており、不可欠設備を保有すると判断されることから、市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。

ただし、第一種指定電気通信設備に対する規制が措置されていることなどから、市場支配力が行使される可能性は低いと考えられる。今後、ADSL市場の縮小などにかんがみ、事業者間の協調が生まれる可能性については引き続き注視すべきである。

3)FTTH市場

FTTH市場ではNTT東西の契約数シェアは、10年3月末時点で74.4%となっている。また、光ファイバ回線シェア⁷も77.3%と高水準に留まっていることなどから、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。

第一種指定電気通信設備制度に基づく設備開放義務等の存在が市場支配力行使の抑止力となっているものの、10年2月、NTT西日本に対し、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いについて業務改善命令が出される事例が発生しており、今後、FTTHがブロードバンドサービスの中心となっていくであろうことを踏まえれば、競争ルールの遵守状況については更に注視が必要である。

ただし、ケーブルインターネットからの競争圧力があること等から、直ちに市場支配力が行使される可能性は低いと判断した。

この他、引き続き注視すべき点として、NTT東西による固定電話市場における市場支配力をレバレッジとしてFTTH市場での支配力を拡大する行為への懸念、NGNの普及による市場への影響等について指摘した。

4)ケーブルインターネット市場

⁶脚注5を参照。なお、09年3月末は（メタル回線のみ）99.8%。

⁷脚注5を参照。なお、09年3月末は（光ファイバのみ）78.8%。

ケーブルインターネット市場では、引き続き契約数は増加傾向にある。合併の進展などを背景としてケーブルインターネット市場における上位3社シェアは10年3月末時点で49.4%と上昇している。

しかし、FTTH等からの競争圧力が存在していること、また、FTTHやADSLといった他のサービスと比較すると上位3社シェアやHHIの水準が高くないことなどを考慮し、単独・協調いずれも市場支配力を有する事業者は存在しないと評価した。ただし、ケーブルインターネットについては地域独占的な側面もあること、地域毎に提供事業者が異なるなど地理的な条件で競争環境に差異があること等に留意が必要である。

また、10年6月、J:COM、住友商事、KDDIによる業務提携の検討に関する覚書が締結され、その中でJ:COMとKDDIの子会社であるJCNとの資本関係の構築を含め両社におけるケーブルテレビ事業の連携に関しての検討がされており、これらの動きによるケーブルインターネット市場への影響については、今後注視が必要である。

IV 法人向けネットワークサービス領域の市場分析

法人向けネットワークサービス市場では、専用サービス等の従来型のサービスの比重が低下する一方、WANサービスの回線数が増加傾向にある。

専用サービス市場においては、専用サービスの全体の回線数が横ばいである一方、接続専用回線を除く専用サービスの回線数の減少が顕著である。専用サービスでのNTT東西のシェアは09年3月末時点で91.3%と独占的な状況であるが、接続専用回線を除くシェアでは、09年3月末時点で54.6%であり、WANサービスからの競争圧力を考慮すれば、市場支配力の行使の可能性は低い。

また、WANサービス市場におけるNTTグループのシェアは10年3月末時点で67.5%であり、NTTグループが協調して市場支配力を行使し得る地位にある。しかしながら、ファイアーウォール規制の存在、足回りに用いられるダークファイバの接続料金への規制、インターネットVPNを含めたWANサービス内での競争活性化を考慮すれば、実際に市場支配力が行使される可能性は低い。

3. 2. 戦略的評価のポイント

V 電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析

競争評価では毎年度、利用者に対するWebアンケートを行い、利用者の選好に関するデータを収集してきたが、これまでは、主に各年度における特定のテーマについての単年度の分析のために用いられてきた。一方で、毎年度テーマが異なる中であっても共通して調査を行ってきた項目も少なくない。そこで、本評価ではWebアンケートの結果について経年的に分析を行うことで、利用者の選好がどのように変わってきたのかについて分析した。

Webアンケートの結果からは、固定電話についてはO A B J - I P電話利用者の割合の増加及びN T T東西の利用者の割合の低下が見られ、ブロードバンドについてはF T T H利用者の割合の増加及びN T T東西の利用者の割合の増加が見られた。また、移動体通信については3 G携帯電話の利用者の割合の増加が見られた。

なお、Webアンケートは利用者側から見たデータであるが、これらのデータによる分析の結果は、供給者側から見たデータによる分析である定点的評価の結果とおおむね一致するものであった。

VI モバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析

本分析では、モバイル及びブロードバンド市場の拡大という社会経済的な事象において、どのような競争政策が複合的に作用することによりどのような役割を果たしてきたのかについて、経済効果の観点から定量的に把握した。経済効果の定量的把握に当たっては、消費者余剰分析及びA H P分析によって競争政策の直接的な効果を算定し、さらに、産業連関表を利用して他産業への波及効果を算定した。

モバイル市場のうち、携帯電話市場においては、ナンバーポータビリティ制度の導入等の時期を踏まえた2006年9月から2009年12月までの3年3ヶ月間で、消費者余剰は約6,850億円増加した。また、このうち競争政策の直接効果は約670億円（消費者余剰の増加に競争政策が寄与した割合：9.8%）と算定された。さらに、携帯電話市場から他産業への波及効果は約8,560億円と算定された。

ブロードバンド市場のうち、ADSL市場においては、アンバンドルの導入及び普及等の時期を踏まえた2001年3月から2006年6月までの5年3ヶ月間で、消費者余剰は約4,120億円増加した。また、このうち競争政策の直接効果は約1,470億円（消費者余剰の増加に競争政策が寄与した割合：35.6%）と算定された。さらに、ADSL市場から他産業への波及効果は約2,070億円と算定された。

また、ブロードバンド市場のうち、FTTH市場においては、アンバンドルの導入等の時期等を踏まえた2001年から2009年12月までの8年9ヶ月間で、消費者余剰は約1,310億円増加した。また、このうち競争政策の直接効果は約130億円（消費者余剰の増加に競争政策が寄与した割合：9.9%）と算定された。さらに、FTTH市場から他産業への波及効果は約1兆7,240億円と算定された。

4. 競争評価2010以降の評価について

(1) 今後の評価のあり方

1) 市場画定の見直し

競争評価を実施するに当たっては、評価の対象とする市場の画定作業が大きなポイントとなるところであり、現在は03年度から06年度にかけて画定された市場について評価を行っている。

しかしながら、前回の市場画定から相当の期間が経過しており、技術革新や新たなサービスの出現等により、画定された市場が、評価すべき市場の実態との乖離が生じつつあることも否定できない。例えば、モバイル市場におけるMVNO、ブロードバンド市場におけるBWA等のワイヤレスブロードバンドについては、いずれも急速に契約数を拡大しつつあるところである。他方、現在、法人向けサービスの部分市場として画定しているものの中には、利用者の減少により市場そのものが縮小しつつあるものも含まれている。

こうした状況を踏まえ、広く関係者の意見を踏まえながら、あらためて市場画定について適切な見直しを実施することが必要であると考えられる。

2)事業者の総合的な事業能力

「基本方針」（09年12月公表）において、競争評価の分析に用いる判断要素としては、市場シェア、市場集中度などのほか、技術力や資本関係等といった事業者の総合的な事業能力を掲げ、これらの要素の選択的な組合せにより評価を行うこととしている。

これまでも、例えば、資本関係等を通じた総合的な事業能力を検証する観点から、HHIの算出に当たっては適宜複数社のシェアを合計してきたところであるが、引き続き今後もグループドミナンスについては注視するとともに、その評価のあり方についても検討していくことが必要であると考えられる。

3)事業者間取引の分析

我が国の競争評価では、「競争評価2006」、「競争評価2007」における戦略的評価のテーマとして事業者間取引を分析した事例はあるものの、一次的な分析・評価対象は最終利用者向けサービスとしているところである。

他方、EUにおいては、07年12月の「関連市場勧告」の見直しにおいて、卸売市場の競争が十分である場合に小売市場の規制は重要性が低いとの判断から、競争評価の対象とする小売市場の範囲を大幅に縮小するなど、卸売市場を重視する方針をとっている。

我が国においても、国際的に整合性の評価を行う観点から、諸外国の動向について注視しつつ、市場環境の変化に応じ、事業者間取引に関する分析の拡充について検討を行うことが必要である。

4)新たな技術やサービス等の動向

需要・技術革新の動向も、競争評価における分析の重要な判断要素である。10年6月、「SIMロック解除に関するガイドライン」が公表され、11年度以降新たに発売される端末のうち、対応可能なものからSIMロック解除を実施する⁸こととされており、今後、移動体通信市場においてどのような影響を与えるかについて注視していくことが必要である。

⁸ 10年7月、NTTドコモは、11年4月以降に出荷するすべての携帯端末についてSIMロックを解除する方針である旨、公表した。

その他、バンドルなどサービス間の連携・融合に向けた動きが加速し、また、コンテンツ・アプリケーションや端末など通信サービスの上下のレイヤーとの一体性が高いビジネスモデルなどが登場し始めている。また、今後商用サービスの開始が予定されているLTEやBWA等のワイヤレスブロードバンドの普及などが、競争状況に大きく影響を及ぼす可能性がある。

今後、市場支配力の存在や行使の可能性について分析を行う際には、上下レイヤーの市場環境、技術革新の動向、利用者の需要等を適宜考慮して総合的な判断を行うこととする。

(2)その他

10年5月に「光の道」構想実現に向けて「基本的方向性」が公表され、競争評価の見直しに関する言及⁹がなされたところであり、今後、競争評価のあり方については検討を行っていくことが必要である。

⁹ 「光の道」構想実現に向けて「基本的方向性」（抜粋）

4 利用率向上の考え方（30%→100%）

（2）競争政策によるサービスの発展・料金の低廉化
ウ 市場支配力に着目したドミナント規制の在り方

総合的な市場支配力に着目したドミナント規制については、諸外国でも一般的に採用されていること、ボトルネック性以外の公正競争を歪める要因に対する対応が可能となること等にかんがみ、その導入について速やかに検討を開始することが適当である。その際、併せて、現在総務省において取り組まれている競争セーフガード制度、競争評価制度の在り方も再検討することが望ましい。